

昭和二十六年政令第七十八号

農業委員会等に関する法律施行令
内閣は、農業委員会法（昭和二十六年法律第八
十八号）を実施するため、及び同法に基き、この
政令を制定する。

（交付金）

第一条 農業委員会等に関する法律（昭和二十六
年法律第八十八号。以下「法」という。）第二

条第一項の政令で定める経費は、農地等の利用
関係にかかる調査及び資料の整備に要する経費
とする。

2 法第二条第二項の政令で定める基準は、次の
とおりとする。

一 当該予算総額の三割は、各都道府県の農業
委員会の数に応じて各都道府県に配分する。

二 当該予算総額の二割五分は、各都道府県の
農業者の数に応じて各都道府県に配分する。

三 当該予算総額の二割五分は、各都道府県の
農地面積に応じて各都道府県に配分する。

四 当該予算総額の二割は、各都道府県の区域
内における農地等についての農地法（昭和二
十七年法律第二百二十九号）第三条第一項本
文に掲げる権利の設定又は移転の状況、当該
区域内における農地の転用（農地を農地以外
のものにすることをいう。）の状況等の農業
委員会の運営に関する特別の事情に応じて各
都道府県に配分する。

（経費の負担）

第二条 法第二条第四項の政令で定める業務は、
農地法により都道府県機構が行うものとされた
業務とする。

第三条 法第三条第一項の政令で定める市町村
は、その区域の面積が二万四千ヘクタールを超
える市町村又はその区域内の農地面積が七千ヘ
クタールを超える市町村とする。

第四条 法第三条第五項の政令で定める市町村
は、その区域内の農地面積が北海道にあつては
八百ヘクタール、都府県にあつては二百ヘクタ
ールを超えない市町村とする。
(農業委員会の委員の定数の基準)

第五条 法第八条第二項の政令で定める定数の基
準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それ
ぞれ同表の下欄に掲げる数以下であることとす
る。

区分					
(農業委員会の部会の委員の互選)					
三	二	一			
基準農業者数が六千を超 える、かつ、その区域内の農 地面積が五千ヘクタールを超 える農業委員会	農業委員会以外の農業委 員会	(一) ターレル(北海道に あつては、三十アール)以 上の農地をその耕作の事業 に供している個人のその区 域内における世帯数及びそ の面積以上の農地をその耕 作の事業に供しているその 区域内に住所を有する法人 の数の合計数(三の項にお いて「基準農業者数」とい う)が千百以下の農業委 員会	推進委員会	推進委員会	限上の数定の員委
人七十四	人四十二	人七十三	人九十	人七十二	人四十

(農業委員会の部会の委員の互選)
第六条 農業委員会の部会の委員の互選は、当該
農業委員会が定める互選の時期、方法及び手続
に関する規程に従い行われなければならない。

2 前項の互選の時期、方法及び手続に関する規
程の制定及び変更は、当該農業委員会の総会
(法第二十七条第一項に規定する総会をいう。)
の議決を経なければならない。

(農業委員会が推進委員を委嘱しないことがで
あることとする。

1 当該市町村の区域内の農地法第三十二条第
一項各号のいずれかに該当する農地の面積の
当該市町村の区域内の農地面積に対する割合
が百分の一以下であること。

2 当該市町村の区域内において認定農業者そ
の他農林水産省令で定める者がその耕作の事
業に供している農地の面積の当該市町村の区
域内の農地面積に対する割合が百分の七十五
以上であること。

農林水産大臣は、前項各号のいずれにも該當
する市町村を公告しなければならない。

(農業委員会の推進委員の定数の基準)

第八条 法第十八条第二項の政令で定める定数の
基準は、農業委員会の区域内の農地面積のヘク
タール数を百で除して得た数(一未満の端数を
生じたときは、一に切り上げる。)以下である
こととする。

2 前項の規定にかかる地理的条件その他の状況が、農地
等の利用の最適化の推進が困難なものとして農
林水産省令で定める要件に該当する場合には、
当該農業委員会の推進委員の定数は、同項に規
定する数にその数を限度として農地等の利用の
最適化の推進の状況を勘案して市町村が必要と
認める数を加えて得た数の範囲内で定めること
ができる。

(特別区等の特例)

第九条 この政令中市町村に関する規定は、特別
区のある地にあつては、特別区に適用する。

2 法及びこの政令(次条から第十二条までを除
く)中市町村に関する規定は、指定都市(法
第四十一条第二項の規定により区(総合区を含
む。以下この項において同じ。)ごとに農業委
員会を置かないこととされた指定都市を除く。)

にあつては、区に適用する。この場合におい
て、市町村の長に関する規定は、その区の属す
る当該指定都市の長に関する規定したものとす
る。

(市町村の廃置分合の場合の措置)

第十条 市町村の廃置分合(市町村の設置を伴う
ものに限る。以下この条において同じ。)をし
ようとする場合においては、関係市町村(当該
廃置分合によりその区域の全部が当該廃置分合
により新たに設置される市町村(以下この条に
おいて「新設市町村」という。)の区域の一部
となる市町村をいう。以下この条において同
じ。)は、あらかじめ、協議により、関係市町
村の農業委員会の委員の定数の合計数以下の範
囲内で、新設市町村の農業委員会(以下この条
において「新設農業委員会」という。)の委員
の定数を定めることができる。

2 前項の規定により新設農業委員会の委員の定
数を定めた場合には、関係市町村は、直ちに当
該定数を告示しなければならない。

3 前項の規定により告示された新設農業委員会
の委員の定数は、法第八条第二項の規定に基づ
く新設市町村の条例により定められたものとみ
なす。この場合においては、同項の政令で定め
る定数の基準は、指定日までの間、第五条の規
定にかかるわらず、第一項の規定により定められ
た新設農業委員会の委員の定数であることとす
る。

4 第二項の規定による告示が行われた場合に
は、指定日までの間に任命された新設農業委員
会の委員の任期は、法第十条第一項本文の規定
にかかるわらず、当該委員の任命の日から指定日
までとする。

5 第二項の規定による告示が行われた場合は、
新設市町村の長は、指定日までの間、関係
市町村の協議により関係市町村の農業委員会の
委員のうちから定めた者を、法第八条第一項及
び第九条の規定によらないで、新設農業委員会
の委員として任命することができます。

6 市町村の廃置分合をしようとする場合におい
ては、関係市町村は、あらかじめ、協議によ
り、関係市町村の農業委員会の推進委員の定数
の合計数以下の範囲内で、新設農業委員会の推
進委員の定数を定めることができる。

7 前項の規定により新設農業委員会の推進委員
の定数を定めた場合には、関係市町村は、直ち
に当該定数を告示しなければならない。

において読み替えて準用する場合を含む。) 及び同法第五条第三項において読み替えて準用する場合を含む。) 第十八条第三項並びに第三十九条第四項(同法第四十一条第二項において準用する場合を含む。)

を同法第八条第四項において準用する場合
を含む。)

二 東日本大震災復興特別区域法第四十七条
第四項第十五号の農林水産省令 同法第四十九条
第十四条第四項第四号に掲げる事項に係る同
条第七項の協議

該関係市町村が当該廢置分合又は境界変更につき地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により申請する日までに」とあるのは、「なるべくすみやかに」と読み替えるものとする。

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
(平成五年法律第七十二号) 第八条第四項
及び第五項

ト 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第二百四十九号)第二十二条の二第十二項及び第十三項(これらの規定を同法第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。)

チ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号)第五条第十五項及び第六項(これららの規定を同条第十八項、第二十一項及び第二十三項(これらの規定を同条第二十八項において準用する場合を含む。)並びに第二十八項において準用する場合並びに同法第八条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)

リ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成二十五年法律第八十一号)第七条第十二項及び第十三項(これららの規定

第十一條第二項及び第三項
次のイ及びロに掲げる協議において都道府
県機構が行う業務

イ 東日本大震災復興特別区域法第四十九条
第四項第五号に掲げる事項に係る同条第七
項及び第八項の協議

ロ 大規模灾害からの復興に関する法律第十
三条第四項第五号に掲げる事項に係る同条
第七項及び第八項の協議

三 次のイからトまでに掲げる命令で都道府県
機構が定められている場合における当該イか
らトまでに定める協議において都道府県機構
が行う業務

イ 地域再生法（平成十七年法律第二十四
号）第十七条の十七第二項の農林水産省
令・国土交通省令 同条第一項の協議

ロ 地域再生法第十七条の五十六第二項の農
林水産省令 同条第一項の協議

ハ 東日本大震災復興特別区域法第二十四条
第二項第一号の農林水産省令 同条第一項
第一号に該当する同項の計画に係る同項の
協議

月一日)から施行する。

附 則 (昭和二十七年八月二九日政令第三百一十九号)抄

1 この政令は、昭和二十七年九月一日から施行する。

附 則 (昭和二十九年五月一〇日政令第九四号)

1 この政令は、町村合併促進法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第七十九号)附則第十一項の規定の施行の日(昭和二十九年五月三日)から施行する。但し、附則第二項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 町村合併促進法の一部を改正する法律附則第十二項の規定による農業委員会法第二条第二項の都道府県知事の承認については、改正後の農業委員会法施行令第十五条から第十七条までの規定の例によるものとする。

3 町村合併促進法の一部を改正する法律の施行前に地方自治法第七条第一項の規定による申請を行つた市町村についての改正後の第十五条の規定の適用(前項の規定により同条の規定の例による場合を含む。)については、同条中「当

法律の整理に関する法律（昭和三十一年法律第二百四十八号）の施行の日（昭和三十一年九月一日）から施行する。

附 則（昭和三二年六月三日政令第一三一号）抄

この政令は、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（昭和三十二年七月二十日）から施行する。ただし、農業委員会等に関する法律施行令第二条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三三年五月二九日政令第一四五号）抄

（施行期日）

この政令は、昭和三十三年六月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

この政令の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例により行われる選挙に関してしては、た行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

された一般選挙により選舉される委員の定数については、なお從前の例による。

附 則（平成一六年一一月八日政令第三四号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年十一月十日）から施行する。ただし、第九十二条第五項及び第六項の改正規定、第一百七十八条第四項の改正規定並びに次条から附則第四条まで並びに附則第六条及び第七条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年一〇月二七日政令第三三七号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成十八年十一月一日から施行する。

附 則（平成一九年二月二三日政令第二九号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十九年三月一日）から施行する。

附 則（平成一一年一二月一一日政令第二八五号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、農地法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十一年十二月十五日）から施行する。

附 則（平成二三年七月二九日政令第二三五号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、農地法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。

附 則（平成二五年六月一四日政令第一八一号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年二月五日政令第二〇号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成二十七年三月一日から施行する。

附 則（平成二七年一月三〇日政令第三〇号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成二十七年三月一日から施行する。

（施行期日） 第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（施行期日） 第一条 この政令は、この政令は、地方自治法の一部を改正する。

施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二七年一〇月二八日政令第三六六号）

（施行期日） 第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う経過措置） 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年七月一四日政令第一九三号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、農村地域工業等導入促進法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年七月二十四日）から施行する。

附 則（平成三〇年六月一日政令第一八号）

（施行期日） 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年一月九日政令第三一一号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年一月十六日）から施行する。

附 則（平成元年一二月二十五日政令第二〇五号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年一月五日）から施行する。

附 則（令和三年九月三日政令第二四八号）

（施行期日） 第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年六月二二日政令第二二〇号）抄

（施行期日） 第一条 この政令の施行に伴う農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱のために必要な条例の制定又は改正その他の行為は、この政令の施行前においても行うことができる。

附 則（令和四年六月二二日政令第二二三〇号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、令和四年七月一日から施行する。

附 則（令和四年八月一〇日政令第二二七九号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

附 則（令和四年九月七日政令第二二九九号）

（施行期日） 第一条 この政令は、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年七月一四日政令第一五六号）

（施行期日） 第一条 この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附 則（令和四年一一月二八日政令第三五六号）

この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。